

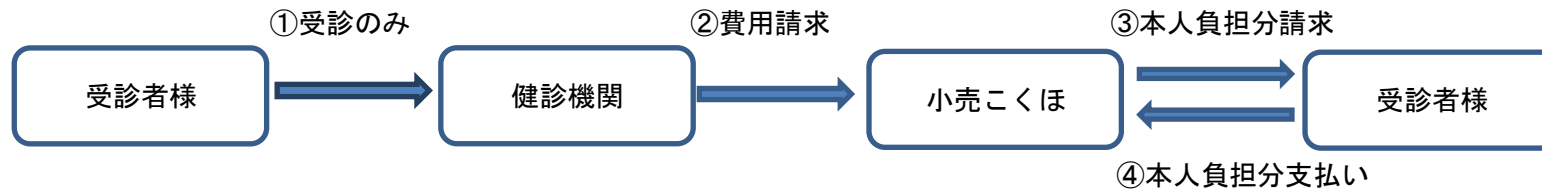
「4月から健診に関する取扱いが一部変更になります」

- ①本人分負担の発生する健診の場合、健診機関窓口でお支払い頂くこととなります。
- ②集団健診の申込方法が電話から郵送（ハガキ）となります。

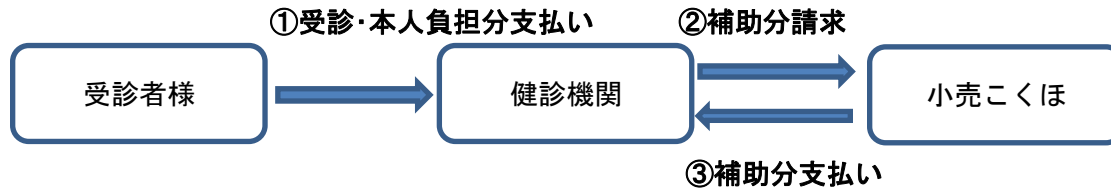
《変更内容について》

①本人分負担の発生する健診については健診機関の窓口で当日お支払い頂くこととなります。

《変更前》本人負担分のお支払いは組合へ



《変更後》本人負担分のお支払いは健診機関へ



②集団健診（春・秋実施）の申込方法について

6～7月、11月～12月に実施される「生活習慣病共同健診」「生活習慣病健診」の集団健診が、これまでの電話でのお申し込みからハガキでのお申し込みに変更となります。詳しくは実施案内をご覧ください。

健診を受けることで近年増加傾向にある糖尿病や高血圧症の発症や重症化の予防につながります。特に特定健康診査の対象者の方（40～74歳）は積極的に健診を受けましょう！。

注）補助は年度内1回限り。資格喪失後、又は年度内重複受診の場合は補助対象外になりますのでご注意ください。

◎健診を受けられる際は、まず小売こくほまでご連絡を！ 【TEL：06-6942-1691】